

別記様式1

年度モニタリング(令和2年度)

施設名称	佐倉市老人憩の家志津荘
施設概要	所在地:〒285-0843 千葉県佐倉市中志津4丁目22番16号 施設構造:木造2階建 敷地面積:660.23㎡ 延床面積:516.35㎡ 建築年月:昭和50年3月新築、昭和56年3月増築 施設内容:1階:集会室(ステージ部分除き55畳)、中広間(12畳)、和室(6畳)、台所(6畳)、事務室(9畳)等 2階:和室(10畳×1室、6畳×1室)等 附帯設備:駐車場
施設の設置目的	高齢者の健全なる心身の健康保持、及び地域社会における社会福祉の増進を図る。
指定管理者	志津南地区社会福祉協議会
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
委託料	5,286,105円(令和2年度支払額 1,070,850円)
市所管課	福祉部高齢者福祉課

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.5 II-1-(2)	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.5 II-1-(3)	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.5 II-1-(4)	

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.6 II-1-(6)	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.6 II-1-(6)	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.7 II-1-(7)	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8~9 II-2-(1)~(7)	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(1)	

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(1)	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(2)	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(2)	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8~9 II-2-(1)~(7)	

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(4)	
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(5)	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(6)	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(6)	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(7)	

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(7)	
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(7)	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)	

保守 点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)	
安全 点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)(9)	
安全 点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)(9)	
駐 車 場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(9)(10)	
駐 車 場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(10)	

3 施設運營業務に関する基準			
利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(1)(2)	
利用 料金 徴収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(2)	
利用 料金 徴収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(2)	
利用 料金 徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(2)	
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(3)	

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(4)	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	S	施設の最新の情報や注意事項等を工夫して掲示し、周知に努めています。
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(5)	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(5)	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(5)	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	B	B	Webサイトのコンテンツを充実させる取り組みが期待されます。
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(5)	

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(6)	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(6)	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.13 II-3-(7)	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.13 II-3-(7)	
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.13 II-4-(2)	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.13 II-4-(3)	

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.14 II-5	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.14 II-6	
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.14 II-6	
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 III-1-(1)	

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等が出ていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-1-(1)	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-1-(1)	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-1-(2)	
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-1-(3)	
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-2-(1)	

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-2-(2)	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-2-(1)(2)	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	記載なし	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	記載なし	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-3-(1)~(3)	

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-3-(1)~(3)	
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-3-(1)~(3)	
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-4	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(1)	
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(2)	

体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(2)	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(2)	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(4)	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.17 Ⅲ-5-(5)	
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.18 Ⅲ-6-(1)	

個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.18 Ⅲ-6-(2)	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.19 Ⅲ-6-(3)	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.19 Ⅲ-6-(3)	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.19 Ⅲ-6-(4)	
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウイルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.19 Ⅲ-6-(4)	

7 事業計画及び事業報告に関する基準			
資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.20 Ⅲ-7-(1)(2)	
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.20 Ⅲ-7-(1)(2)	
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.20 Ⅲ-10	

意見記述欄

指定管理者	協定書および業務基準書並びに業務計画書に基づき、管理運営を行いました。
佐倉市	協定書及び業務基準書に基づき、施設の運営、維持管理、経理事務及び個人情報保護等について、良好に運営されたと評価します。

②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	13,679	12,000	1,587	11.6%	13.2%
実利用者数(人)	924	650	359	38.9%	55.2%
稼働率(%)	86.0%	85.2%	30.1%	-	-
利用料金収入(円)	347,120	250,000	65,070	18.7%	26.0%
減免件数(件)	115	100	19	16.5%	19.0%

意見記述欄

指定管理者	<p>新型コロナウイルス感染防止のための休館および利用制限により、利用が前年比、激減する結果となりました。やむを得ない結果と考えます。</p> <p>利用再開後、活動内容については制限が緩和されましたが、利用人数の制限は継続されており、「(団体の)人数が多いので利用できないから解散した」「ほかの施設を利用することとした」との声も聞きます。利用者も感染対策に努めていますので、利用人数の制限をもう少し緩和できれば高齢者のフレイル予防の一助になるのではないかと考えます。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルスの影響により利用者数、利用料金収入等は減少していますが、適正な経営がされていると評価します。</p>

③経営分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	1,409,029	1,321,850	1,137,282	80.7%	86.0%
支出(円)	1,409,029	1,321,850	1,137,282	80.7%	86.0%
収支(円) 〈収入-支出〉	0	0	0	-	-
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	24.6%	18.9%	5.7%	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	51.4%	46.9%	46.5%	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	0.0%	0.8%	0.0%	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	103.0	110.2	716.6	695.7%	650.3%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	77.6	89.2	674.8	869.6%	756.5%

意見記述欄

指定管理者	<p>新型コロナウイルス感染防止のための休館および利用制限により、利用人数・料金収入が前年比、激減する結果となりました。</p> <p>しかしながら、休館中も職員が施設維持のための点検・清掃などで出勤したことによる人件費や光水熱費・通信費の基本料金などの固定費の支出に加え、コロナ対策のための消耗品・備品のなどで必要な支出があり、その結果、利用者当たりの管理コストが見た目で増加となりました。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルスの影響により利用料金収入等の減少等がありました。が、適正な経営がされていると評価します。</p> <p>今後も、新型コロナウイルス対策を行いながらの運営となりますが、広く地域住民の方に高齢者の活動拠点の場として認識していただけるよう、適正な管理運営をして下さい。</p>

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
利用者の利便性向上	・忘れ物棚設置、傘立て交換、チラシ用スタンド増設、掲示板設置により、見た目も使いやすさも向上しました。 ・手指消毒用アルコールディスペンサー設置で感染対策を充実させました。
地区社協、自治会、まちづくり協議会など地域の関係団体・機関の主催する行事への協力	コロナ感染予防のため、各団体・機関とも事業を中止したため、実績はありません。
利用促進のためのPR活動	コロナ対策に関するお知らせを中心とした内容で「志津荘だより」を3回、発行し、利用者の感染予防対策に役立たせていただいています。
防災対応のための消防訓練	コロナ感染予防のため、実施しませんでした。

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
快適な利用環境の整備。主に施設の設備・什器類の買い替え、メンテナンス(特に長機の買い替え)	・忘れ物棚設置、傘立て交換、チラシ用スタンド増設、掲示板設置。 ・長機の買い替えについては次年度以降の計画としました。
施設の利用拡大	コロナ禍による休館が続いたため、利用拡大のための十分なPRは実施できませんでした。

意見記述欄

指定管理者	什器類の買い替えがいくつか実現しました。また、老朽化した長機の買い替えについても次年度以降、計画的に買い替えを進めていくこととしましたので、コロナ禍の収束後は利用の快適性が向上し、利用の拡大が期待されます。 今後も引き続き佐倉市と相談しながら利便性の向上に努めていきます。
佐倉市	新型コロナウイルスの影響はありましたが、施設内の整備やPRを積極的に行っていただいていると評価します。 今後も、現状維持を図りつつ、広く地域住民の方に高齢者の活動拠点の場として認識していただけるよう、適正な管理運営をして下さい。

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	例年、3月に利用者アンケートを実施していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のための休館措置により実施できませんでした。
回答数等	
実施結果	

回答者の意見等	対応策等

意見記述欄

指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、3月中にアンケートを実施してきましたが、令和元年度はコロナ対策のための休館措置により実施できませんでした。 ・なお、過去に実施したアンケートでは、総合的な満足度はおおむね満足という結果となっています。利用料金が安いことや施設を清潔に保っている努力が評価されているものと考えます。 ・利用者の多くがますますの高齢化が進んでおり、より安心・安全で利用しやすい施設にするための方策を検討していく必要があると考えます。
佐倉市	<p>新型コロナウイルスの影響により今回のアンケートは実施できませんでした。例年利用者から高い評価を得ていることは、利用者のニーズに柔軟に対応された指定者の努力の結果と評価します。</p> <p>今後も、利用者の要望に沿った管理・運営をして下さい。</p>

⑥総合評価

【令和2年度】 意見記述欄

指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策のため延べ約半年間にわたる休館と利用制限により利用が激減しました。 ・休館中も利用再開に備えて定期的に施設内外の清掃、消毒液の配置、密にならないための什器類の整理整頓を実施し、再開後も安心して利用できているものと考えます。 ・また、休館中も利用者に対して休館中の施設のコロナ関連情報の掲示や電話などでいねいに伝達しました。 ・職員についても事務室の感染対策を万全にして業務を遂行しました。
佐倉市	<p>新型コロナウイルス対策を行いながらの運営となりましたが、年間を通して、設備の改善やPR方法に工夫が見られ、非常に実直で熱意のある姿勢は、高く評価します。引き続き、施設利用拡大等に向けた取り組みを継続してください。</p> <p>今度も安全面に配慮しながら、住民が求めているニーズを的確に把握し、そのニーズに柔軟に対応していただくことで、地域に根差した利用しやすい場の提供に努めてください。</p>

【指定期間全体】 意見記述欄

指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度はコロナ禍により利用が激減しましたが、期間中、地域のコミュニティの場としての役割は大きく、利用満足度も高く、気持ちよく利用していただいています。 ・トイレ改修、集会室の屋根の修繕のほか、施設内外の清掃の徹底により清潔感が保たれていることが好評の要因と考えます。 ・利用者のますますの高齢化が進んでおり、特に靴とスリッパの履き替えに苦慮し時間もかかっており、衛生面からも上履きの使用を止めて土足のままで利用ができるようにするなど、より安心・安全で利用しやすい施設にするための方策を検討して行く必要があると考えます。
佐倉市	<p>新型コロナウイルス感染症拡大対策のための臨時休館や施設利用制限等により影響を受けた期間もありますが、指定期間を通して安定した管理運営を行っていただきました。</p> <p>また、地域団体としてのネットワークを生かした管理運営を行うことで、高齢者の生きがいづくりや地域コミュニティの醸成といった施設目的の達成に向けて、指定管理者として大きく貢献したと評価します。併せて、備品の整備や施設PRIに工夫して取り組んでいただいた点についても、高く評価します。</p> <p>次期についても当施設が地域の活動拠点として活用されるよう、利用者の立場に立った運営を行っていただきたいです。また、独自事業や施設整備についても、引き続き計画的に取り組んでいただきたいです。</p>